

支援を実施している。

また、過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働が行われているおそれがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、健康診断、医師による面接指導等の実施状況について確認するとともに、必要な指導を行っている。さらに、長時間労働を行った

労働者に対する医師による面接指導の実施時には当該労働者の心身の状況についても確認することが法令で規定されており、産業医の選任義務のない50人未満の労働者を使用する事業場については、平成20年度から地域産業保健センターを活用できるようにしているところである。

2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センターや保健所における心の健康相談機能を向上させるとともに、自殺対策連絡協議会等を通じて、精神保健福祉センター等の地域保健分野の機関と、産業保健分野、教育機関、医療機関、地方自治体、民間団体が連携し、地域における心の健康づくりを推進することが重要である。

厚生労働省では、平成19年から地域における先進的な取組を支援し、効果的な自殺対策の推進を図る地域自殺対策推進事業を実施している。自殺予防総合対策センターにおいて、自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした「自殺総合対策企画研修」及び、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進体制を整備している。さらに、関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、18年か

ら全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。

また、公園は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、様々な余暇活動の場として、身近な自然とのふれあいの場としても、心身の健康を育む機能を有している。このため、国土交通省では、高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を計画的に進めることとしている。

さらに、農林水産省では、農村における高齢者福祉対策を農業協同組合やその助け合い組織等の協力を得て推進するとともに、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行う等、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進することとしている。

参 考

こころの健康相談統一ダイヤル

内閣府では、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定しています。

自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）では、地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図るため、相談しやすい体制の整備を促進することとされております。

このため、より多くの人々が相談しやすい体制の整備を図る観点から、平成20年9月10日より、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を開始しました。